

議第200号 令和7年度京都市高速鉄道事業
特別会計補正予算

補正予算に関する説明書

令和7年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算実施計画

収 益 的 支 出

款	項	目	補正予定額	備 考
1 高速鉄道事業 費用	1 営 業 費 用		千円 326,000	職員の給料等
			326,000	
		1 線 路 保 存 費	28,082	
		2 電 路 保 存 費	29,676	
		3 車 両 保 存 費	30,491	
		4 運 転 費	114,883	
		5 運 輸 費	86,362	
		6 運 輸 管 理 費	9,854	
		7 一 般 管 理 費	26,652	

2 高速鉄道

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	計		
補 正 後	人 —	人 683	千円 2,691,271	千円 3,029,231	千円 5,720,502	千円 1,227,457	千円 6,947,959
補 正 前	—	683	2,608,788	2,800,386	5,409,174	1,212,785	6,621,959
比 較	—	0	82,483	228,845	311,328	14,672	326,000

注 法定福利費については、法定福利費引当金繰入額を含む。

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	超過勤務 手 当	特殊勤務 手 当	期末手当	通勤手当
	補 正 後	千円 96,320	千円 281,055	千円 553,286	千円 31,000	千円 1,257,977	千円 129,091
	補 正 前	96,320	272,806	535,007	31,000	1,194,822	129,091
	比 較	0	8,249	18,279	0	63,155	0

手 当 の 内 訳	区 分	住居手当	退職給付引 当金繰入額	管 理 職 手 当	管理職員特 別勤務手当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	千円 61,392	千円 506,514	千円 21,754	千円 621	千円 5,500	千円 84,721
	補 正 前	61,392	370,143	21,754	621	5,500	81,930
	比 較	0	136,371	0	0	0	2,791

注 期末手当については、賞与引当金繰入額を含む。

一般職職員1人当たり給与費の状況

区 分	1 人 当 た り 給 与 費
補 正 後	7,638 千円
補 正 前	7,405

注 会計年度任用職員を除く。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増△減額	増 減 事 由 別 内 訳		備 考
	千円		千円	
給料	82,362	1給与改定に伴う増△減分	82,362	給与改定の状況 月例給の引上げ 平均 2.89% (令和7年4月から適用) 期末手当の引上げ 0.05月 (令和7年12月から適用)
		2その他の増△減分	－	
手当	228,737	1給与改定に伴う増△減分	228,737	
		2その他の増△減分	－	

注 特別職を除く。

3 給料及び手当の状況

(1) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢(令和7年10月1日現在)

区 分		事務・技術 企業職給料表 (土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表)	高速運転士 企業職給料表	高速運転士 運輸職給料表
給与改定後	平均給料月額	円 369,087	円 389,708	円 276,574
	平均給与月額	円 513,103	円 536,485	円 380,143
	平均年齢	歳 47	歳 55	歳 40
給与改定前	平均給料月額	円 358,025	円 378,027	円 266,552
	平均給与月額	円 498,391	円 520,949	円 366,012
	平均年齢	歳 47	歳 55	歳 40

注 各給料表適用の職員は、次のとおりである。

- (1) 企業職給料表 他の給料表の適用を受けないすべての職員
(2) 土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表 土木、建築、電気及び機械の技術業務に従事する職員
(3) 運輸職給料表 市バス運転業務及び高速鉄道の駅職員業務等に従事する職員のうち、平成12年3月1日以後に採用された職員

4 高速鉄道

(2) 期末手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6 月	12 月			
給 与 改 定 後	2.30 ^{月分}	2.35 ^{月分}	4.65 ^{月分}	有	
給 与 改 定 前	2.30	2.30	4.60	有	
一般会計の制度	2.30	2.35	4.65	有	勤勉手当を含む。

注1 特別職、再任用職員及び会計年度任用職員を除く。

2 一般会計の制度は、令和7年度給与改定後の支給率等である。

